

	<ul style="list-style-type: none"> ・採用活動支援 ・私教育新聞
--	---

(ウ) B社

設立年月日	平成 10 年 3 月 16 日
資本金	1000 万円
本店所在地	大阪市
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人材採用コンサルティング ・販売促進サポート ・企画・デザイン ・人材紹介事業 ・インターンバイト事業 ・インバウンド事業

(エ) D3社²

設立年月日	平成 21 年 9 月 17 日
資本金	100 万円
本店所在地	東京都
事業内容	コンサルティング関連

(オ) E1社

設立年月日	平成 22 年 1 月 4 日
資本金	1000 万円
本店所在地	東京都
事業内容	化粧品の企画・製造・販売

(カ) E2社

設立年月日	平成 24 年 7 月 23 日
資本金	800 万円
本店所在地	神奈川県藤沢市
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・化粧品事業 ・海外進出支援事業 ・その他 OEM 等

² (平成 24 年 11 月 22 日 D1 社から D2 社に商号変更) (平成 26 年 1 月 1 日 D2 社から D3 社に商号変更)

(キ) E3 社

設立年月日	平成 27 年 10 月 8 日
資本金	10 万円
本店所在地	神奈川県藤沢市
事業内容	・人材コンサル業務

ウ 本件不正行為に係る取引概略

I 元社長は、A 社、C 社、B 社の 3 社と、平成 24 年 4 月 1 日付けで締結した「顧客紹介契約」や同年 11 月 1 日付けで締結した「メディア業務提携契約」等により、携帯電話の顧客紹介及びメディア業務提携等を名目とした架空の取引を行い、同年 5 月より平成 28 年 6 月まで、NKS から資金を流出させた。

I 元社長は、毎月、これら 3 社（3 社の代表者）に対し、それぞれ、NKS からの入金額及び中間グループ又は E グループへの振込額を、自身の携帯電話（ショートメール機能やメール機能）を用いて連絡、指示していた。そして、係る指示を受けた 3 社グループは、I 元社長が指示する金額を、I 元社長が指図する銀行口座へ振込みを行っていた。

中間グループは、平成 24 年 5 月より平成 26 年 5 月までの間、3 社グループからの入金額から一定額を控除した金額を、E グループへ送金している。

さらに、I 元社長は、毎月、E 社長に対しても、自身の携帯電話で入金額と振込額についての指示を行っていた。そして、係る指示を受けた E 社長は、入金額より消費税率³+手数料 1%を控除した金額を、E グループの会社から妻口座へ振込んでいた。

(2) 取引関係

当委員会は、本件不正行為に関与したと考えられる上記 2・(1)・ウ「登場主体概略」に記載の各会社と NKS との取引関係について、次のとおり検証した（まず前提となる客観的事実としてアないしウをそれぞれ記載し、これを前提にエにおいて分析検討結果を述べる。）。

ア 契約関係

まず、上記 2・(1)・ウ「登場主体概略」に記載の各会社と NKS との契約関係について、それぞれ次のとおり検証した。

(ア) NKS と A 社

両社間の契約関係は、NKS が保有している契約書等によると下記のとおりである。

A 社社長からは、上記のうち、⑤顧客紹介契約書のみ開示を受け、その他の契約書について

³ 平成 26 年 3 月までは 5%。同年 4 月からは 8%。

ては所持していないとのことであった。なお、NKS、A 社、それぞれから開示を受けた⑤の契約書につき比較検証した結果、差異はなかった。

番号	契約書名	契約の概要等	締結日	備考
①	広告取扱契約書	A 社に対し、M 社が広告の取扱いを依頼する。	平成20年 11月15日	下記③により、M社の地位をNKSが承継。
②	コンサルティング業務委託契約書	A 社が取り扱う求人媒体に情報掲載を申し込む顧客を、M 社が紹介する。	平成22年 1月4日	同上。
③	契約上の地位承継契約書	上記①②における M 社の契約上の地位を、NKS が承継する。	平成22年 4月5日	
④	業務委託契約書	A 社が NKS に対し、K 社が提供する携帯電話サービス「L プラン」(携帯電話端末の販売を含む)の契約見込み顧客を紹介するために、NKS が指定する広告の配布や A 社等が主催するセミナー等で告知・案内等を行う。	平成22年 11月1日	
⑤	顧客紹介契約書	A 社は、NKS に対し、NKS が A 社に対し通知する書面(条件通知書)に定める商材の導入及び契約見込の顧客を継続的に紹介する。	平成24年 4月1日	
⑥	メディア業務提携契約書	A 社は、A 社・NKS 間にて別途定める方法・条件により、A 社らが運営する媒体を介して、NKS が取り扱うサービスの告知をし、ユーザーを NKS が運用する媒体に誘導する。	平成24年 11月1日	

上記①ないし⑥の各契約について、本件不正行為との関連性に係る検証結果は以下のとおりである。

a 顧客紹介契約(上記⑤の契約書)

締結日：平成24年4月1日

取引内容：

- ・甲(A社)は、乙(NKS)に対し、別途乙が甲に対して通知する書面(以下「条件通知書」という。)に定める商材(以下「本商材」という。)の導入及び契約見込の

顧客を継続的に紹介するものとする。

- ・乙は、甲より見込顧客を紹介された場合、乙の任意の判断・選別基準等により当該見込顧客に対して連絡し、本商材の提案を行う。
- ・乙は、甲から紹介された見込顧客に関し、条件通知書に定める条件が満たされた場合、条件通知書に定める顧客紹介手数料を甲に支払うものとする。

対価：条件通知書記載のとおりである。

【稟議及び条件通知書について（抜粋）】

次の、条件通知書記載の条件は NKS における保管資料から確認した（稟議のメール（平成 24 年 4 月 25 日付け）に添付ファイルとして添付されていたものである。）。他方、A 社から当委員会が開示を受けた資料中に、条件通知書は含まれておらず、また、A 社の当委員会に対する説明によると「NKS から受領した書類はこれ（開示資料）で全てである」とのことであるため、条件通知書はそもそも A 社に対して送られていない可能性がある（NKS においても、条件通知書を A 社に対して発送し、これが A 社に到達したことを証する資料は確認されなかった。）。

商材	顧客紹介手数料	顧客紹介手数料の発生条件
K社提供 Lプラン 新規契約	金10,000円(税別)	次の全ての条件の成就を乙が確認できたこと ①甲が乙に紹介した見込顧客に係る利用契約が成立したこと ②事業者から乙に対して当該利用契約に係る手数料が支払われたこと
K社提供 Lプラン MNP契約	金15,000円(税別)	次の全ての条件の成就を乙が確認できたこと ①甲が乙に紹介した見込顧客に係る利用契約が成立したこと ②事業者から乙に対して当該利用契約に係る手数料が支払われたこと
O社提供 コピー(カラー 機)	金30,000円(税別)	次の全ての条件の成就を乙が確認できたこと ①甲が乙に紹介した見込顧客に係る利用契約が成立したこと ②事業者から乙に対して当該利用契約に係る手数料が支払われたこと
O社提供 コピー(カウ ンター機)	金20,000円(税別)	次の全ての条件の成就を乙が確認できたこと ①甲が乙に紹介した見込顧客に係る利用契約が成立したこと ②事業者から乙に対して当該利用契約に係る手数料が支払われたこと

b メディア業務提携契約（上記⑥の契約書）

締結日：平成 24 年 11 月 1 日

取引内容：

- ・甲乙間にて別途定める方法・条件により、乙（A 社）は、甲（NKS）が承認した乙媒体（A 社）を介して、甲が取り扱うサービス（以下「本サービス」という。）の告知をし、ユーザーを甲が指定する甲媒体に誘導する業務（以下「乙業務」という。）を行う。
- ・乙業務が別途甲乙間で定める条件を満たした場合は、甲はその対価を乙に対して支払う。
- ・なお、甲は乙に対して、甲の判断で乙が乙業務を遂行するために必要な本サービスに関する資料等を提供する。

対価：別途甲乙間にて定める支払条件に基づく。

【稟議について】

本契約（メディア業務提携契約）に関する支払条件の稟議（平成 24 年 12 月 4 日付けメール）の概要は以下のとおりである。

項目	価格	概要
新規	10,000 円/台(税抜)	登録完了された回線が対象。1 台あたり 10,000 円(税抜)の支払い。
MNP	15,000 円/台(税抜)	登録完了された回線が対象。1 台あたり 15,000 円(税抜)の支払い。
前月アップキャンペーン	5,000 円/台(税抜)	2012 年 11 月の台数と比較して 2012 年 12 月の台数が上ぶれた場合に、12 月の実績台数を対象として 1 台あたり 5,000 円(税抜)の支払い。
特別インセンティブキャンペーン	2,000 円/台(税抜)	2012 年 4 月 1 日 ～ 2012 年 12 月 31 日を対象期間として、その期間内に目標台数（110 台）に到達した場合、1 台あたり 2,000 円(税抜)を支給。

【通知書について】

本契約（メディア業務提携契約）に関する支払条件に関する通知書（業務委託手数料に関する通知書）の概要は以下のとおりである。

①顧客が本商材を申し込み、登録完了した場合 － 1 回線あたり金 10,500 円（税込）
②顧客が携帯電話番号ポータビリティにより本商材を申し込み、登録完了された場合 － 1 回線あたり金 15,750 円（税込）

通知書は、本来であれば、上記稟議の内容どおりのものでなければならないはずだが、同通知書には「新規」及び「MNP」に関する支払条件が規定されているのみであり（記載の表現は異なるものの、同通知書の①及び②がそれぞれ稟議の「新規」「MNP」に対応しているものと思われる。）、「前月アップキャンペーン」「特別インセンティブキャンペーン」に関する支払条件は規定されておらず、稟議の内容と完全に対応しているとは言い難い。

なお、本契約についても上記 a と同様、支払条件等が記載された通知書（業務委託手数料に関する通知書）について C 社及び B 社からは開示を受けたものの、A 社からは開示を受けていない（上記のとおり、A 社は開示した書面以外に所持しているものはないとのことである。）。もっとも、本契約（メディア業務提携契約）の書式は A 社、B 社、C 社において一致しているため、仮に NKS から A 社に送られているとしても、C 社及び B 社から開示を受けた通知書と同じ内容である可能性は相当程度あると思われる。

c その他

なお、上記⑤及び⑥契約締結より以前に以下の支払がされているが、これについては、業務及び該当する稟議の内容から、上記④業務委託契約に基づくものであると思われる。

平成 23 年/8/19 支払手数料 260,000 円 / 普通預金 260,000 円

(摘要) 業務委託手数料

こちらの支払は携帯電話の顧客紹介業務によるものと思われるが、上記⑤及び⑥契約に基づく支払と異なり、当該稟議の内容からすると業務の実態があったと思われること（当該稟議によると、上記⑤及び⑥に基づく支払と異なり、A 社より「支払サイトを過ぎたが支払がなされていない（ため、入金されたい）」旨の連絡が来ていたようである）及び中間グループや E グループへの資金移動が、提供を受けた資料が不足しており確認ができなかったことから、不正行為とは認められなかった。

(イ) NKS と C 社

両社の契約関係については、NKS が保有している契約書等によると下記のとおりである。

NKS、C 社、それぞれから①及び②の契約書につき開示を受け、比較検証した結果、差異はなかった。

番号	契約書名	契約の概要等	締結日	備考
①	顧客紹介契約書	C 社は、NKS に対し、NKS が C 社に対し通知する書面（条件通知書）に定める商材の導入及び契約見込の顧客を継続的に紹介する。	平成 24 年 4 月 1 日	
②	メディア業務提携契約書	C 社は、C 社・NKS 間にて別途定める方法・条件により、C 社らが運営する媒体を介して、NKS が取り扱うサービスの告知をし、ユーザーを NKS が運用する媒体に誘導する。	平成 24 年 11 月 1 日	

A 社の（ア）の a 及び b に記載の各契約と、NKS・C 社間の上記①及び②の契約はそれぞれ同内容である（対応する稟議及び通知書についても同様である。）。

(ウ) NKS と B 社

両社の契約関係については、NKS が保有している契約書等によると下記のとおりである。

NKS 及び B 社のそれぞれから①ないし⑧の契約書につき開示を受け、比較検証した結果、差異はなかった。

番号	契約書名	契約の概要等	締結日	備考
①	コンサルティ	B 社が取り扱う求人媒体に情報掲載を	平成 22 年	下記②によ

	ング業務委託契約書	申し込む顧客を、M社が紹介する。	3月26日	り、FCの地位をNKSが承継。
②	契約上の地位承継契約書	上記①におけるM社の契約上の地位を、NKSが承継する。	平成22年4月5日	
③	「コンテンツサービス」PS基本契約書	NKSがB社に対し、NKS又は各コンテンツ会社が提供し、NKSが取り扱うコンテンツサービスの利用顧客の取次業務等を委託する。	平成24年4月1日	
④	法人携帯サービスPS基本契約書	K社が顧客に提供する電気通信サービスの契約締結促進及び契約維持業務等を、NKSがB社に対し委託する。	平成24年4月1日	
⑤	商品売買基本契約書	NKSがB社に対し、法人携帯電話事業に関わる商品その他NKSの取扱商品を、継続的に販売する。	平成24年4月1日	
⑥	業務提携契約書	B社及びNKSは、本契約期間中、B社の名称にて運営されるウェブサイトを通じて、別途NKSからB社への通知に定めるNKSの取り扱う商材の拡販を行うことにより、相互の利益に資するため、業務提携する。	平成24年4月1日	
⑦	顧客紹介契約書	B社は、NKSに対し、NKSがB社に対し通知する書面（条件通知書）に定める商材の導入及び契約見込の顧客を継続的に紹介する。	平成24年4月1日	
⑧	メディア業務提携契約書	B社は、B社-NKS間にて別途定める方法・条件により、B社らが運営する媒体を介して、NKSが取り扱うサービスの告知をし、ユーザーをNKSが運用する媒体に誘導する。	平成24年11月1日	

取引契約については、A社の（ア）のa及びb記載の各契約と、NKS-B社間の上記⑦及び⑧の契約がそれぞれ同内容である（対応する稟議及び通知書についても同様である。）。ただし、B社は、A社が締結した（ア）のa及びb記載の各契約に加え、aについて、上記③ないし⑤の契約を、携帯送客時の一式の契約として締結している（もつとも、上記③な

いし⑤の契約について、実際に B 社が販売したというような実績はなく、実態がないとのことである。)

加えて、下記の取引が存在している。

c 業務提携契約（上記⑥の契約）

締結日：平成 24 年 4 月 1 日

取引内容：

- ・甲（B 社）及び乙（NKS）は、本契約期間中、甲の名称にて運営されるウェブサイトを通じて、別途乙から甲への通知に定める乙の取り扱う商材の拡販を行うことにより、相互の利益に資するため業務提携する。

※業務提携の具体的内容としては、NKS がウェブサイトを開発し、NKS の商材を販売する一方で、B 社は当該ウェブサイトの宣伝や顧客からの苦情対応等を行うというものである。

対価：月額 501,000 円（税別）

d その他の契約（上記①及び②の契約）

これらの契約に基づく取引については、本件不正行為との関連性は特に確認出来なかった。

(エ) A 社と E グループ

両社の契約関係については、A 社及び E 社長から提供を受けた契約書等によると下記のとおりである。また、A 社からは①、E 社長からは①及び②の契約書を入手した。A 社、E 社長それぞれから開示を受けた①の契約書につき比較検証した結果、差異はなかった。

番号	契約書名	契約の概要等	締結日	備考
①	合意書	A 社が NKS から受託した顧客紹介業務に関し、E2 社が A 社に対し顧客を紹介し、A 社は、その対価として、E2 社に対し、NKS から A 社が取得する金額と同額を支払う。	平成 26 年 4 月 1 日	
②	合意書	A 社が NKS から受託した顧客紹介業務に関し、E3 社が A 社に対し顧客を紹介し、A 社は、その対価として、E3 社に対し、NKS から A 社が取得する金額と同額を支払う。	平成 27 年 10 月 1 日	

a. 合意書（上記①契約）

締結日：平成 26 年 4 月 1 日

取引内容：

- ・ A 社が NKS から受託した顧客紹介業務に関し、E2 社が A 社に対し顧客を紹介する。
- ・ A 社は、係る顧客紹介の対価として、E2 社に対し、紹介手数料を支払う。

対価：A 社が NKS から受託した顧客紹介業務にて、NKS より A 社に対して支払われる金額と同額の紹介手数料。

b. 合意書（上記②契約）

締結日：平成 27 年 10 月 1 日

取引内容：上記①と同内容（ただし、一方当事者は E2 社から E3 社に変更）

対価：上記①と同内容（ただし、一方当事者は E2 社から E3 社に変更）

（オ） C 社と E グループ

両社の契約関係については、C 社及び E 社長から提供を受けた契約書等によると下記のとおりである。また、C 社からは①、E 社長からは①及び②の契約書を入手した。C 社、E 社長それぞれから開示を受けた①の契約書につき比較検証した結果、特に差異はなかった。

番号	契約書名	契約の概要等	締結日	備考
①	合意書	C 社が NKS から受託した顧客紹介業務に関し、E2 社が C 社に対し顧客を紹介し、A 社は、その対価として、E2 社に対し、NKS から C 社が取得する金額と同額を支払う。	平成 26 年 4 月 1 日	
②	合意書	C 社が NKS から受託した顧客紹介業務に関し、E3 社が C 社に対し顧客を紹介し、C 社は、その対価として、E3 社に対し、NKS から C 社が取得する金額と同額を支払う。	平成 27 年 10 月 1 日	

A 社の（エ）の a 及び b 記載の各契約と上記①及び②の契約がそれぞれ同内容である。

（カ） B 社と E グループ

比較検証した結果、特に差異はなかった。

番号	契約書名	契約の概要等	締結日	備考
①	合意書	B 社が NKS から受託したウェブサイト宣伝・問い合わせ対応業務及び顧客	平成 26 年 4 月 1 日	

		紹介業務に関し、E2 社が B 社に対し顧客を紹介し、B 社は、その対価として、E2 社に対し、NKS から B 社が取得する金額と同額を支払う。		
②	合意書	B 社が NKS から受託したウェブサイト宣伝・問い合わせ対応業務及び顧客紹介業務に関し、E3 社が B 社に対し顧客を紹介し、B 社は、その対価として、E3 社に対し、NKS から B 社が取得する金額と同額を支払う。	平成 27 年 10 月 1 日	

a. 合意書（上記①契約）

締結日：平成 26 年 4 月 1 日

取引内容：

- ・ B 社が NKS から受託したウェブサイト宣伝・問い合わせ対応業務及び顧客紹介業務に関し、E2 社が B 社に対し顧客を紹介する。
- ・ B 社は、係る顧客紹介の対価として、E2 社に対し、紹介手数料を支払う。

対価：B 社が NKS から受託した顧客紹介業務にて、NKS より B 社に対して支払われる金額と同額の紹介手数料。

b. 合意書（上記②契約）

締結日：平成 27 年 10 月 1 日

取引内容：上記①と同内容（ただし、一方当事者は E2 社から E3 社に変更）

対価：上記①と同内容（ただし、一方当事者は E2 社から E3 社に変更）

（キ） A 社と中間グループ

両社の契約関係については、A 社から提供を受けた契約書等によると下記のとおりである。

番号	契約書名	契約の概要等	締結日	備考
①	合意書	A 社が NKS から受託した顧客紹介業務に関し、D1 社が A 社に対し顧客を紹介し、A 社は、その対価として、D1 社に対し、NKS から A 社が取得する金額と同額を支払う。	平成 24 年 4 月 1 日	

a. 合意書（上記①契約）

締結日：平成 24 年 4 月 1 日

取引内容：

- ・ A 社が NKS から受託した顧客紹介業務に関し、D1 社が A 社に対し顧客を紹介する。
- ・ A 社は、係る顧客紹介の対価として、D1 社に対し、紹介手数料を支払う。

対価：A 社が NKS から受託した顧客紹介業務にて、NKS より A 社に対して支払われる金額と同額の紹介手数料。

(ク) C 社と中間グループ

両社の契約関係については、C 社から提供を受けた契約書等によると下記のとおりである。

番号	契約書名	契約の概要等	締結日	備考
①	合意書	C 社が NKS から受託した顧客紹介業務に関し、D1 社が C 社に対し顧客を紹介し、C 社は、その対価として、D1 社に対し、NKS から C 社が取得する金額と同額を支払う。	平成 24 年 4 月 1 日	

A 社の (キ) の a 記載の契約と上記①の契約が同内容である。

(ケ) B 社と中間グループ

両社の契約関係については、B 社から提供を受けた契約書等によると下記のとおりである。

番号	契約書名	契約の概要等	締結日	備考
①	合意書	B 社が NKS から受託したウェブサイト宣伝・問い合わせ対応業務及び顧客紹介業務に関し、D1 社が B 社に対し顧客を紹介し、B 社は、その対価として、D1 社に対し、NKS から B 社が取得する金額と同額を支払う。	平成 24 年 4 月 1 日	

合意書（上記①契約）

締結日：平成 24 年 4 月 1 日

取引内容：

- ・ B 社が NKS から受託したウェブサイト宣伝・問い合わせ対応業務及び顧客紹介業務に関し、D1 社が B 社に対し顧客を紹介する。
- ・ B 社は、係る顧客紹介の対価として、D1 社に対し、紹介手数料を支払う。

対価：B 社が NKS から受託した顧客紹介業務にて、NKS より B 社に対して支払われる金額と同額の紹介手数料。

(コ) 中間グループとEグループ

番号	契約書名	契約の概要等	締結日	備考
①	合意書	NKS から A 社/C 社が受託した顧客紹介業務に関し、E2 社が D1 社に対し顧客を紹介し、D1 社は、その対価として、E2 社に対し、NKS から A 社/C 社が取得する金額と同額を支払う。	平成 24 年 4 月 1 日	
②	合意書	NKS から B 社が受託したウェブサイト宣伝・問い合わせ対応業務及び顧客紹介業務に関し、E2 社が D1 社に対し顧客を紹介し、D1 社は、その対価として、E2 社に対し、NKS から B 社が取得する金額と同額を支払う。	平成 24 年 4 月 1 日	

a. 合意書（上記①契約）

締結日：平成 24 年 4 月 1 日

取引内容：

- ・ NKS から A 社/C 社が受託した顧客紹介業務に関し、E2 社が D1 社に対し顧客を紹介する。
- ・ D1 社は、係る顧客紹介の対価として、E2 社に対し、紹介手数料を支払う。

対価：A 社/C 社が NKS から受託した顧客紹介業務にて、NKS より A 社/C 社に対して支払われる金額と同額の紹介手数料。

b. 合意書（上記②契約）

締結日：平成 24 年 4 月 1 日

取引内容：

- ・ NKS から B 社が受託したウェブサイト宣伝・問い合わせ対応業務及び顧客紹介業務に関し、E2 社が D1 社に対し顧客を紹介する。
- ・ D1 社は、係る顧客紹介の対価として、E2 社に対し、紹介手数料を支払う。

対価：B 社が NKS から受託した顧客紹介業務にて、NKS より B 社に対して支払われる金額と同額の紹介手数料。

(サ) Eグループと妻口座

両者の契約関係を示す契約書等は発見できなかった。

イ 年度別資金フロー

下記の年度集計は、NKS から支出された年度に対応させて集計した。よって、3 月末頃の支出については、商流の下流では期を跨いでいるものがあるが、原資の支出年度に帰属させている。

(ア) A社ルート

(単位：円)	NKS→A社	A社→D1社/D2社	A社→E2社/E3社
2013年3月期	2,539,950	2,530,395	
2014年3月期	5,103,000	5,087,865	
2015年3月期	3,396,150	770,454	2,612,736
2016年3月期	3,888,000		3,872,448
2017年3月期	534,600		533,304
計	15,461,700	8,388,714	7,018,488

(イ) C社ルート

(単位：円)	NKS→C社	C社→D1社/D2社	C社→E2社/E3社
2013年3月期	2,758,035	2,747,850	
2014年3月期	3,874,500	3,861,900	
2015年3月期	2,250,900	597,420	1,642,680
2016年3月期	2,219,400		2,206,440
2017年3月期	340,200		339,120
計	11,443,035	7,207,170	4,188,240

(ウ) B社ルート

(単位：円)	NKS→B社	B社→D1社/D2社	B社→E2社/E3社
2013年3月期	10,097,850	10,084,200	
2014年3月期	13,100,850	13,083,210	
2015年3月期	13,752,180	1,642,803	12,091,248
2016年3月期	12,422,160		12,404,016
2017年3月期	2,242,080		2,238,840
計	51,615,120	24,810,213	26,734,104

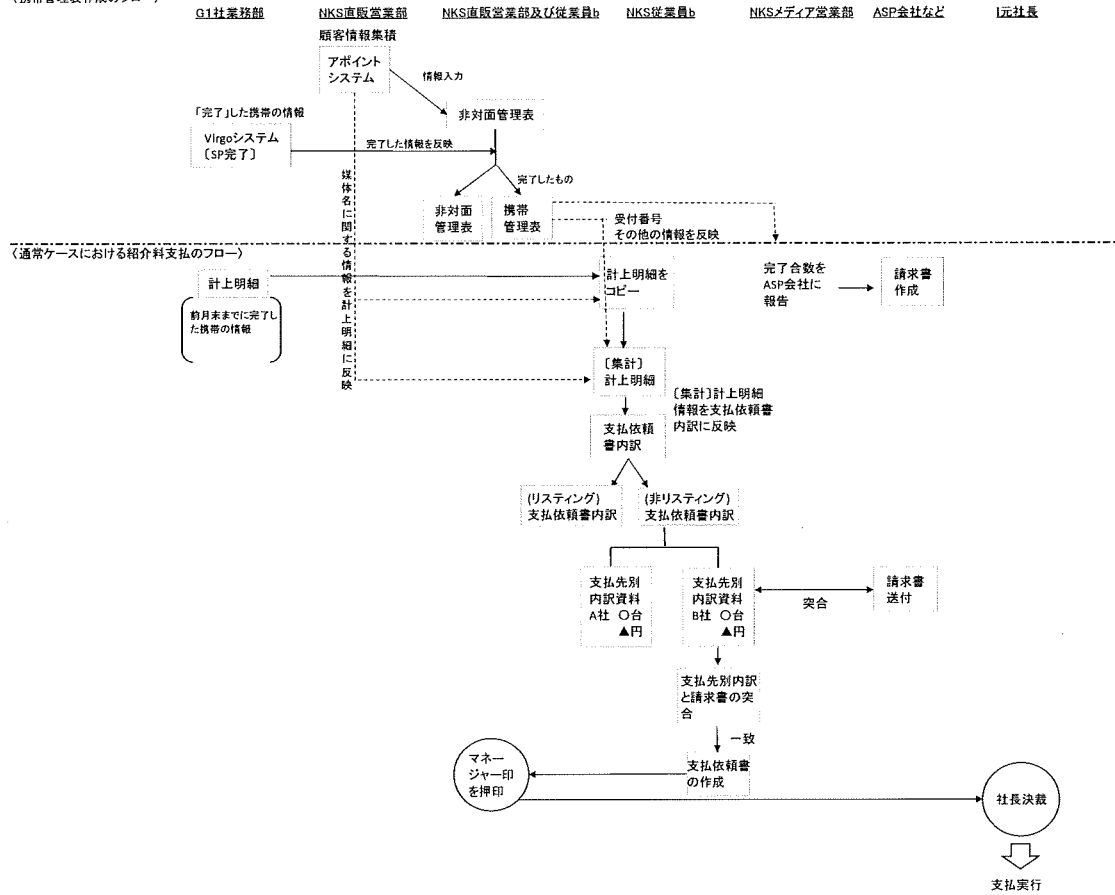
(エ) 中間グループルート

(単位：円)	D1社/D2社→NT	D1社/D2社→E2社
2013年3月期	3,123,910	12,132,550
2014年3月期		21,912,990
2015年3月期		3,000,677
計	3,123,910	37,046,217

ウ NKSにおける3社グループ商流に係る業務フロー

当社関係者らからのヒアリング等及び当社内において用いられている商流管理のためのデータファイルに係る調査の結果を総合すると、顧客紹介による携帯電話利用契約の締結及びその確認並びにこれに基づく支払までの事務フローとしてNKSにおいて通常行われている手続は以下の表のとおりとなる。(もともと、後述のとおり、当該フローはあくまで事実上一般的に通用している事務フローであるにとどまり、明確に正規の手続としての位置付けを付与されているものではないようであり、この点に本件不正行為を惹起させ、且つその発覚を遅らせたことについての原因を見出すことができる(詳細は第5を参照)。)

〈携帯管理表作成のフロー〉



ここで、本来想定されるフローでは、アポイントシステム⁴（通称：アポシス、以下「アポシス」という。）の顧客情報や Virgo システム完了台数等の情報をもとにメディア営業部所属（現直販営業部）の NKS 従業員 b や直販営業部の他の担当者により携帯管理表が更新されていた。また、NKS 従業員 b は、毎月中旬頃、メールで送信される計上明細資料に基づき、支払先毎の完了台数の集計等を行い、NKS 従業員 b が ASP 会社等から受領した請求書と突合の上、支払依頼書を作成していた。しかし、3 社グループについては、I 元社長から完了台数が直接口頭で NKS 従業員 a に伝えられ、その後、NKS 従業員 a からのメールによる指示に従って NKS 従業員 b が支払依頼書を作成していた。また、NKS 従業員 a や NKS 従業員 b は I 元社長から伝えられた完了台数についてアポシスや携帯管理表に遡っての検証はしていないとのことであった。さらに ASP 会社等にはメディア営業部経由で完了台数が通知された後、請求書を受領することが本来の想定されるフローであるところ、3 社グループについては、完了台数の通知や請求書を受領もなく、NKS 従業員 b により 3 社グループに対する支払通知書が作成されていた（ただし、3 社グループへは当該支払通知書の送付はされず、専ら経理担当への支払依頼書提出時の根拠資料として添付することを目的に作成されていたとのことである。）。

⁴ なお、アポシスを作成したのは F 社の F 社社長とのことである。

エ 本件調査における分析検討結果及び評価

上記アないしウの記載内容を前提にエにおいて、以下（ア）ないし（エ）の観点から確認作業を実施して分析検討した。

（ア） 役務提供・成果物の確認

a. 役務提供・成果物の有無の検証（総則）

本件においては、後述の携帯電話の送客業務（及びデータ上の実績）を除き（もっとも、係る役務の提供が実際に為されたのか、その実態に大いに疑義があることは後述する。）、3社グループがNKSに対し、先述の各契約に基づいて役務を提供し又は成果物を譲渡した記録は一切発見されなかった。

特に、B社については、平成24年4月30日から平成28年4月28日の間に平成24年4月1日付け「業務提携契約書」に基づく月額501,000円（税抜）の業務委託手数料が計上されているものの、実際に業務がなされた形跡は全く見当たらず、また、後述のとおり、B社社長も、「そのような業務は行っていない」とのことであった。

b. 携帯電話の送客の実績に関する管理システムが一致しないこと（NKS社内の管理データについて人為的操作がなされた可能性）等について

(a) NKS社内においては「アポシス」や「携帯管理表」と言った、各々の役割・活用場面は異なるものの、携帯電話の送客に関し管理しているデータが存在する。

(b) アポシス

アポシスは、主として営業担当者が、折衝履歴の管理を行うために用いるシステムである。客が、契約内容に同意するか否かの確認や、客に関する情報の入力等もこのシステムを利用して行われている。また、アフィリエーターを経由して客（候補者）から問い合わせ等があった際、自動的に客のメールアドレス等の情報がアポシスに登録される。アポシスの画面上、「リンク元」として表示されている企業名（又はNKS内で任意に設定した登録名）を確認することにより、当該案件が、どのアフィリエイトを経由したものなのかを確認することが可能となっている。

(c) 携帯管理表

アポシスに登録された情報を基に、携帯電話が客に発送されて契約「完了」（成約）となったものの集計、支払依頼書の作成や、粗利計算等をするために用いられているのが、携帯管理表である。携帯管理表には、1件1件のデータに「ID」（受付番号）が記載されており、この「ID」（受付番号）と、アポシスに登録されている「ID」を照合させることにより、どのメディアを経由して契約に至ったか確認することが可能である。

ただし、携帯管理表上も、当該案件がどのメディアを経由したものであるかを入力する欄がある。

したがって、それぞれのシステムにおいて、正確なデータが入力されていれば、携

帯管理表上の ID（受付番号）をアポシス上の ID と照合させた際のメディアと、携帯管理表上にそもそも記載されているメディア名は、当然、一致するはずである。

(d) 下記図は、アポシス上のデータ及び携帯管理表上のデータを掲載したものである。

このとおり、アポシス上の ID のリンク元と携帯管理表上の同じ ID（受付番号）におけるメディア名は一致するのが通常である。

【アポシス上のデータ（抜粋）】

<省略>

【携帯管理表上のデータ（抜粋）⁵】

<省略>

⁵ ただし、携帯管理表は NKS 従業員 b が業務を円滑に進める上で適宜バージョンアップしている。

しかしながら、平成 25 年 4 月以降、ほぼ全ての案件において、例えば、下記図のとおり、アポシス上の ID のリンク元と携帯管理表上の同じ ID（受付番号）におけるメディア名が一致しない。

【アポシス上のデータ（抜粋）】

<省略>

【携帯管理表上のデータ（抜粋）】

<省略>

アポシスも、携帯管理表も、当時はデータを編集することは可能⁶であったとのことであるが、先述のとおり、アポシス上の ID のリンク元と携帯管理表上の同じ ID（受付番号）におけるメディア名が一致しないのは平成 25 年 4 月以降ほぼ全てにおいてであり、担当者のいわゆる転記ミス等のケアレスミスであることは想定し難い。

(e) さらに、送客数に対する成約数の割合は、ヒアリング回答者によって必ずしも一致しないものの、概ね 3 割～4 割程度との回答が多かった。

しかしながら、A 社、C 社、B 社の平成 25 年 1 月ないし 3 月分のアポシス上の送客数に対する成約数の割合は「100%」であり、極めて不自然な状態であった。もっとも、「100%」であったのはこの 3 ヶ月に限られ、以降は、概ね、一般的な送客数に対する成約数の割合に留まるものであった。

(f) さらに、A 社、C 社、B 社からの「送客数」は、アポシス上、概ね平成 26 年 4 月以降は激減し、ほとんどが、毎月 0 件で推移する。にもかかわらず、帳簿上、これら 3

⁶ この点、ヒアリング回答者によって、編集権限者の回答は微妙に異なるが、少なくとも、I 元社長を含む当時のマネージャー以上は編集することができたようである。

社に対する顧客紹介手数料は 0 件で推移している時期においても計上され、支払われている。

c. 小括

以上のとおり、アポシス及び携帯管理表は、本来であればお互いに内容がリンクしているはずであるにもかかわらず、対応せず、不自然極まりないものである。また、送客数に対する成約数の異常な割合（すなわち、100%）からも、アポシスについて人為的操作が加えられた可能性は充分考えられる。

また b.・(f)記載のとおり、アポシス上も（成約ではなく、その前段階の）、「送客」すらなされていないにもかかわらず、帳簿上は、毎月、一定件数成約がなされているものとして、A 社、C 社、B 社に対して支払が為されている事実も、本件における不正取引を裏付けるものである。

なお、A 社、C 社、B 社について送客及び成約があったこととする（仮装する）場合には、いわゆる「オーガニック」の送客・成約台数を減らすことで総成約台数等を調整していた可能性は考えられる。

「オーガニック」とは、他社の貼っているリンク等を経由せずに、NKS のホームページに直接申し込みをし、成約に至った場合のことをいい、したがって、他社に対する手数料等の支払は発生しないものである。

すなわち、オーガニックの送客・成約台数であれば、他社（ASP 会社など）の送客・成約実績を変更することなく、成約台数等を調整することができるため、A 社、C 社、B 社の送客・成約の仮装に用いられた可能性があるのである（先述のとおり、アポシス・携帯管理表の編集は、少なくとも一定権限以上の者であれば可能であった。）。

(イ) 3 社グループ商流に関する関係者の供述

a. A 社社長

当委員会が、A 社社長に対して実施したヒアリング調査において、同氏は、要旨、次のとおり供述した。

私は、旧知の先輩である C 社社長の紹介で、I 元社長と知り合った。平成 24 年 4 月 1 日付け「顧客紹介契約書」について、私は、I 元社長から、電話で、いわゆるスルー取引をすることを依頼され、A 社から送金先への振込手数料は A 社では負担しないことを条件に、依頼に応じて、当該契約書を締結した。

私が I 元社長の上記依頼に応じた理由は、C 社社長の紹介なので大事にしなければならないという思いと、G 社グループの仕事をもたらるのは大きいという思いがあったからである。なお、面倒だとの思いはあったが、違法との認識はなかった。

上記顧客紹介契約について、ウェブサイトを利用した顧客の紹介（アフィリエイト、リスティング）は行っておらず、同契約に基づくものとされる NKS から A 社に対する支払

いは全て実態がない。

当該支払いについて、A社から請求書を送付したことはなく、NKSから支払通知書が届いたこともないと思う。

I元社長からは、毎月、携帯電話のショートメールで、NKSからA社への入金額と、A社から送金先（I元社長の指図により、D1社、D2社、E2社、E3社の順に変更）への送金額が届いており、A社は、入金額から振込手数料を除いた全額を送金先に送金していた。

送金先の社名はあまり覚えておらず、送金先の代表者については名前さえ知らない。なお、送金先から請求書が届いたことはない。

NKSの従業員のうちに、上記顧客紹介契約の実態がないことを知って関与していた者がいるか否かは分からない。

b. C社社長

当委員会が、C社社長に対して実施したヒアリング調査において、同氏は、要旨、次のとおり供述した。

私は、平成18年頃、知人の紹介でI元社長と知り合い、その後、G社の採用に関する仕事を受注したことがある。

平成24年4月1日付け「顧客紹介契約書」について、私は、I元社長から、電話で、いわゆるスルー取引をすることを依頼され、これに応じて、同契約書を締結した。条件通知書は、C社で保管していないので、受け取っていないと思う。なお、同年11月1日付け「メディア業務提携契約書」についても、私が署名したが契約内容は思い出せない。

私がI元社長の上記依頼に応じた理由は、私の後輩であるA社社長がG社関係の仕事を継続したいという思いを尊重したためである。なお、嫌だなという思いはあったが、上場企業であるG社の関係企業が、違法なことをするとは考えていなかった。

上記契約について、C社の顧客を紹介したことはないし、C社のウェブサイト「おとくケータイ.net」のリンクを貼ったこともない。同契約に基づくものとされるNKSからC社に対する支払いは全て実態がない。なお、NKSとの間で実態のある取引をしたことはない。

当該支払いについて、C社は請求書を作成していたがNKSに送付したことはない。

I元社長からは、毎月、携帯電話のショートメールで、NKSからC社への入金額と、C社から送金先（I元社長の指図により、D1社、D2社、E2社、E3社の順に変更）への送金額が届いており、C社は、入金額から振込手数料を除いた全額を送金先に送金していた。

送金先の社名はあまり覚えておらず、送金先の代表者については名前さえ知らない。なお、D1社からの請求書は届いていた。

NKSの従業員のうちに、上記顧客紹介契約の実態がないことを知って関与していた者がいるか否かは分からない。

c. B 社社長

当委員会が、B 社社長に対して実施したヒアリング調査において、同氏は、要旨、次のとおり供述した。

私は、平成 22 年頃、Q 社に勤務していた当時の同期である A 社社長の紹介で、I 元社長と知り合った。A 社社長によれば、I 元社長は G 社グループで力を持っているとのことで、関西エリアの顧客を紹介してもらえるかもしれないとのことだった。

その後、G 社グループの顧客を紹介してもらったこともある。

平成 24 年 4 月 1 日付け「顧客紹介契約書」及び「業務提携契約書」について、私は、I 元社長から、独立資金を貯めたいので協力してほしいとして、いわゆるスルー取引をすることを依頼され、その依頼に応じて、当該契約書を締結した。ただし、「顧客紹介契約書」が携帯電話の顧客紹介に係る契約とは認識していなかった。

私が I 元社長の上記依頼に応じた理由は、G 社グループの仕事をもたらえるのは大きいという思いがあったからである。なお、I 元社長は適法に行うと言っていたので、私はそれを信じており、違法との認識はなかった。

上記顧客紹介契約及び業務提携契約について、業務として行ったこともなく、全て中身の無いスルー取引である。

I 元社長からは、毎月、携帯電話のショートメールで、NKS から B 社への入金額と、B 社から送金先（I 元社長の指図により、D1 社、D2 社、E2 社、E3 社の順に変更）への送金額が届いており、私は、入金額から振込手数料を除いた全額を送金先に送金していた。

送金先の代表者は知らない。

当該入出金は、私が管理している B 社の口座を用いて私自身が行っており、B 社の社員のうちに当該入出金を知っている者はいない。

NKS の従業員のうちに、上記顧客紹介契約の実態がないことを知って関与していた者がいるか否かは分からない。なお、私との連絡は NKS の NKS 従業員 b が行っていたが、実態がないことを知って関与していたのではないと思う。

d. 中間グループ

中間グループは、D1 社及び D1 社が商号変更した D2 社が関与しており、D2 社はその後 D3 社へと商号変更している。当委員会は、同社の歴代の代表取締役者にヒアリング調査を試みたが、その結果得られた供述等は以下のとおりである。

(a) D1 社

当委員会が、D1 社元社長に対して実施したヒアリング調査において、同氏は、要旨、以下のとおり供述した。

私は、もとは FRT の社員で、独立後は H 社の委託を受けて業務を行っていたが、H 社の代表取締役 H 氏から言われて、D1 社を設立し、代表取締役に就任した。なお、私は、D2 社の代表取締役が D2 社元社長であることを知らなかったが、同氏は、FRT 時代の私の部下で、H 社の正社員だった。

D1 社は、従業員がおらず、業務も行っていなかったが、H 氏の指示で請求書等の作成等はしていた。H 氏は、I 元社長から依頼される、I 元社長と一緒にやっているなどの趣旨のことを述べていた。業務を行っていないので、何の請求書だろうとは思っていた。

私は、E2 社は何となく記憶しているが、E3 社は記憶にない。

E2 社及び E3 社の E 社長のことは知らないと思う。

A 社及び C 社の社名は聞いたことがあるが、B 社は記憶にない。各社の代表取締役の名前は全員知らない。C 社に対する請求書を作った記憶は何となく残っている。

D1 社の銀行口座は、H 氏がネットバンキングで管理しており、私は、会社の印鑑を触ったこともなく、定款、元帳、決算書のいずれも見ることがない。合意書に自身の名前が使われていても分からない。

(b) D2 社

当委員会は、D2 社元社長の携帯電話に架電したが繋がらず、他に同氏の連絡先は不見当であるため、ヒアリング調査を実施することができなかった。

(c) D3 社

当委員会が、D3 社社長にヒアリング調査を実施すべく同社の電話番号に架電したところ、H 社の H 氏より折り返し連絡があり、同氏が応答することだったので、同氏にヒアリング調査を実施した。その要旨は、以下のとおりである。

私は、D3 社の社員で、同社の代表取締役は高齢であるため、私が応答する。

D3 社の旧社名 (D1 社、D2 社) は分からないし、代表者の氏名も知らない。

D3 社は殆ど活動していないし、当社、NKS、I 元社長は知らない。E2 社、E3 社、A 社、C 社、B 社及びこれら会社の代表者の名前も知らない。

D3 社の通帳・帳簿には、当社及び NKS の名前は載っておらず、調査委が調査しているというスルー取引には D3 社は関与していない。

e. E グループ

当委員会が、E 社長に対して実施したヒアリング調査において、同氏は、要旨、次のとおり供述した。

私は、現在は、E2 社及び E3 社の代表取締役である。

私は、数年前（平成 22 年から平成 24 年頃と思われる。）に、共通の知人の紹介で I 元社長と知り合った。

平成 24 年 4 月 1 日付け「合意書」について、知り合ってから約 3 か月後に、I 元社長から連絡があり、顧客紹介に係るスキームだが、紹介業務はしなくて良く、入金額の 1%が自分に入り、その余は I 元社長配偶者の口座に送金する という依頼を受けた。私は、E2 社を設立した直後だったため、1%でも頂けるならありがたいという思いと、実績も付くし、I 元社長より将来独立したら一緒に仕事をしようと言われて期待したこともあって、依頼に応じた。

平成 24 年頃と平成 26 年頃に、顧客を紹介したことがあるが、いずれも成約に至っていないと思う。

I 元社長配偶者の口座が途中で変更になることはなく、I 元社長配偶者から請求書が届くこともなかった。

合意書の当事者が、E2 社から E3 社に変更になったのは、E2 社は化粧品の企画・製造・販売を業とする会社であるところ、人材コンサル業務が多くなったため、税理士等の指導により E3 社を設立して同社が人材コンサル業務を行うこととしたことによる。

当初は D1 社及び同社の商号変更後の D2 社から E2 社に入金されていたのが、平成 26 年 4 月 1 日付け「合意書」により、A 社、C 社、B 社からの入金に変更になったのは、I 元社長から理由もなく言われただけである。

E2 社及び E3 社への（本件不正行為に係る）入出金は、I 元社長より電話で連絡があり、伝えられた金額で入金元に請求書を発行し、I 元社長配偶者の口座への入金額は、I 元社長から伝えられるほか、自分でも計算していた。

I 元社長配偶者が確定申告をしているかは気になっていたが、弁護士と税理士に確認して問題ないとのことであったので、違法との認識はなかった。

f. I 元社長

(a) 供述の要旨

当委員会が、I 元社長に対して実施したヒアリング調査において、同氏は、要旨、次のとおり供述した。

私は、A 社、C 社、B 社の各社長と交流会で知り合ったと思うが、よく覚えていない。

私が本件不正行為に及んだのは、自身の地位等に不安を感じ、それが資金繰り（生活維持）への不安等につながったためであり、良くないことであるという認識は常にあった。

本件不正行為のうち、3 社グループに係るスキームは、私が作成した【相関図】のとおりであり、携帯電話の送客に係る紹介手数料（成約 1 台につき 15,000 円）を、3 社、E2 社

(E3社)、妻口座の順に移動させるものである。なお、D1社については記憶がない。

送客の実態はほぼないと思うし、仮に送客があったとしても、私は、成約に至った件数を確認していない。

私は、1社だけに依頼すると当該1社の実績が大きくなって目立ってしまうことを考慮して、3社に依頼したと思う。

平成24年4月1日付け「顧客紹介契約書」と同年11月1日付け「メディア業務提携契約書」は、私が決裁して契約締結に至っていることは間違いないが、今となっては何が異なるのか分からない。

また、3社の社長に対してNKSからの入金額とE2社(E3社)への送金額を伝えていた手段は、電話だと思っていたが、携帯電話のショートメール等が残っているのであれば、そうなのだろう。

なお、架空の成約台数は、アポシスや携帯管理表を見て決めていたわけではなく、また、実態があるように装うためにアポシスや携帯管理表を改竄したこともない。3社に係る成約台数が、アポシス上の数字と携帯管理表上の数字とで相違があることや、一時期、3社に係る成約率(=成約数/送客数)が100%になっていることについては、私は分からない。

E2社(E3社)のE社長は、手数料収入(E2社(E3社)への入金額の9%)を得られることから本件不正行為への関与に応じてくれたのだと思っている。E社長は、会計上問題ないと思っていたはずで、私もそう思っていた。E2社(E3社)は、手数料収入に対応する業務は行っていないと思う。

また、E2社(E3社)のE社長に対して3社等からの入金額と妻口座への送金額を伝えていた手段は、電話だったと思う。E社長は、送金先の口座が私の妻名義の口座であることを認識していたと思う。

3社から請求書が送付されていない理由は、3社に余計なコストや手間をかけさせたくなかったからである。

3社からの送金先をD1社、D2社、E2社、E3社の順に変更した理由は、覚えていない。

関係会社やNKSの従業員の中に本件不正行為を知っている者はおらず、全ての責任は私にある。なお、私は、NKS従業員aに、3社への支払金額(成約台数)を伝えていたと思うが、平成26年3月頃まではNKS従業員aが私に伝えていたと供述しているのであれば、そうなのかもしれない。

妻口座は、私が妻から借りたもので、妻は自身の名義の口座が本件不正行為に使用されていたことは知らなかったと思う。なお、妻口座への入金について確定申告はしていない。

3社へ架空の支払いをするにあたり、他の取引先(ASP、紹介会社)の送客数(成約数)を減らす調整は行っていない。「オーガニック」と呼んでいる、取引先に対する紹介手数料が発生しないNKS社のサイトからの送客数(成約数)の範囲内で架空の支払いをしており、当該範囲内か否かは日報による総数の確認その他の経験から感覚として分かるものである。なお、オーガニックの件数は集計・管理されていなかったはずで、仮に集計・管理さ

れていたら本件不正行為は発覚していた可能性がある。

(b) 動機に関する分析及び補足

I元社長は、先述のとおり動機については大要「私が本件不正行為に及んだのは、自身の地位等に不安を感じ、それが資金繰り（生活維持）への不安等につながったためであり、良くないことであるという認識は常にあった。」と述べるにとどまり、また、本件不正行為をはじめたきっかけについても「魔が差したから」等の回答に終始する（なお、同氏は、「毎日のように会食していた。」、「会食が出来ないことで人と出会う機会を逸するほうがリスクだと思っていた。」、「部下へ奢るとするのは自分ができてもらったということもありますし、将来への投資という意味もあった。」、「奢ることには自分の独立であるとか、そういう、全部（さまざま、いろいろな）意味があったと思う。」、「自分の部下達との飲食については全て自己負担とすることが当然である」、「毎日のように社内外の者と外食していたがこれらの交際に要する費用で接待交際費として会社に請求できない部分は自身が負担しなければならなかった」、及び「生活費としても本件不正行為によって得た金銭が充てられていたことは間違いがない」といった旨の供述は行っているが、これ以上の詳細については、「自身が最終責任を負うことである」旨の回答に終始し、供述を得られなかった。).

このように、I元社長は本件不正行為の動機については必ずしも十分な供述はしていない。

しかしながら、以下の事実から勘案しても、上記の「自身の地位等に対する（将来も含めた）不安」及び「係る地位（生活）を維持するための資金繰りの不安」という点が本件不正行為を実行する主要な動機となっていたと推測される。

まず、I元社長が作成した資料として、本件調査の初動段階において「時代はCF」なる自身の資金繰り等の管理を目的としたと推測される管理表が発見されているがこの管理表は非常に詳細に自身の資金繰りを記録したものであり、この詳細な記載からすると、同氏が自身の資金繰りの状況に非常な関心を有していたことが窺える。

また、I元社長は、会社のパソコンのメールの下書き機能をメモ帳代わりにしていたものと思われるが、本件調査において、「タクシーに乗らない」、「グリーン（グリーン車の意と思われる）に乗らない」、「降格する可能性がある→赤字になる→生活維持が出来ない→給料が38万円も下がる可能性がある」、「1年間続け、資金を貯められるかの不安→2千万円は必要である。」等の記載が為されたメールも複数発見されている。

さらに、本件調査においては、I元社長が作成した「各社からの入金時系列」なる本件不正行為に係る金銭の移動を詳細に記録した管理表も発見されている。この管理表においては、本件不正行為を通じて、最終的に資金の受け入れ口座に入金される金額が正確に記載されており、この点からしても、同氏が本件不正行為によって得られる利益について非常な関心を有していたことが窺える。